

令和3年度 第2回 労働安全委員会開催概要

日 時	令和3年5月17日（月） 10:00～11:40		
場 所	（一社）日本機械土工協会 （6階・会議室）Web形式		
委員長	大崎 精一郎 （大崎建設株式会社 代表取締役社長）	Web	
委 員	岩本 一男 （山崎建設株式会社 秘書室長）	Web	
委 員	神谷 肇 （向井建設株式会社 土木営業部長）	Web	
委 員	佐々木 正則 （株式会社マイタック 執行役員管理副本部長）	Web	
委 員	酒井 誠 （水谷建設株式会社 管理本部管理部長）	Web	
委 員	近藤 明 （日起建設株式会社 取締役副社長）	Web	
委 員	保坂 益男 （（一社）日本機械土工協会 常務理事・事務局長）	会議室	
	保坂 顕治 （（一社）日本機械土工協会 事業課長）	会議室	
	北澤 和子 （（一社）日本機械土工協会 総務職員）	会議室	
	竹内 勉 （（一社）日本機械土工協会 専門役）	会議室	
オブザーバー	江刺家 康之 （アジア経済研究協同組合理事・東京事務所）	会議室	

議 事

・報告事項

- 1 令和3年度会長表彰（優秀功績従事者表彰）について [資料1]
- 2 令和3年レベル判定システムの運営方針について [資料2]
- 3 特定技能外国人の受入・支援状況等について [資料3]
- 4 海外建設技術・技能実習生の受入れ状況について [資料4]
- 5 建設労働者育成支援事業について [資料5]
- 6 緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について [資料6]
- 7 令和2年度職場における熱中症の発生状況（確定値）等について [資料7]

・審議事項

- 1 建設業特定技能外国人材の受入れに伴う特定会員の入会について [資料8]〈参考資料〉
- 2 特定技能外国人の受入れ 認定件数20年度は5倍増 [資料9]
- 3 建設業取引適正化センター 元請・下請間等に関するトラブルの相談窓口の設置について [資料10]
- 4 フルハーネス型安全帯等買換・改修の補助金について [資料11]

委員会開催報告要旨

開会に当り大崎委員長が挨拶のあと、審議事項、報告事項、意見交換の順に進めるとし、事務局に説明を求めた。

審議事項

- 1 建設業特定技能外国人材の受入れに伴う特定会員の入会について [資料8]

保坂事務局長が、資料8（特定会員名簿、加入申込書、同加入申込者調書）に基づき、特定会員とし



て入会を希望する14社(総務委員会で書式が整っていることが認められた企業分)について、所在地、建設業の許可関係、許可業種、資本金、従業員数、建設キャリアアップシステムの加入状況、各種保険の加入番号などについて説明した。

大崎委員長が、特定会員としての入会について質疑を促した後、承認を求めたところ委員全員異議なく原案通り入会を承認決定した。

なお本委員会で特定会員として入会を認められた企業は次の通り。

上田建設(株)(茨城県取手市)、
本州舗装(株)(三重県津市)、
(有)ワイエスサポート(静岡市)、
瀬口舗道(株)(福岡県みやま市)、
(株)我見工業(茨城県稲敷郡)、
三栄管理興業(株)(埼玉県さいたま市)、
(有)三栄基礎工事(千葉県富里市)、
(有)吉村土木(千葉県柏市)、
弘徳建設(株)(北海道旭川市)、
(有)協立技工(群馬県前橋市)、
(株)新星(大阪府泉大津市)、
(株)センシン(三重県四日市市)、
(株)板倉組(茨城県牛久市)、
共同建設(株)(神奈川県川崎市)

以上 14社

報告事項

大崎委員長は報告事項について事務局に報告を求めたので、事業担当者は各事項について、資料に基づき以下の説明をした。

1 令和3年度会長表彰(優秀功績従事者表彰)について [資料1]

保坂事務局長が、資料1(令和3年度優秀功績者表彰候補者名簿)に基づき、4月20日現在「機械運転施工・6名」、「機械保守整備・1名」、「施工運営管理・7名」合計14名の申し込みについては前回の委員会で表彰の承認をいただいた。

また、20日以降において事務局に到着した候補者の審議決定は、大崎委員長に一任されており、その後「機械運転施工13名・合計19名」、「機械保守整備・1名・合計2名」、「施工運営管理・12名・合計19名」、3種合計40名の申し込みがあり、委員長から承認をいただいた、と説明した。

大崎委員長が案件について質疑を促した後、了承を求めたところ、委員全員異議なく原案を了承した。

2 令和3年レベル判定システムの運営方針について [資料2]

資料2(レベル判定システム運営について(協会作成)、4月26日協議会総会議題、協議会総会決定事項まとめ(国土交通省作成))に基づき、担当の保坂事業課長が、協会として同協議会に回答した内容を報告すると共に、4月26日における協議会の総会における決定事項は以下のとおりと説明した。

議題1. レベル判定システムの稼働について

(① 継続稼働、②7月以降停止)

方針 レベル判定システムは6月末をもって稼働を停止する。

議題2. システム稼働停止中の団体の受付について

方針 各団体において可能な範囲での受付する方向で検討を行う

課題3. 期間限定の再稼働について

方針 当面再稼働は行わない

課題4. CCUSへのワンストップ化について

方針 ワンストップ化について検討を開始
まずは具体の改修に係る費用、恒常的なコストなどについて検討・精査したのち、検討結果を踏まえて改めてワンストップ化の是非について協議、方針決定

なお、保坂事務局長は、国土交通省、同協議会から了解を得られ次第、当協会では機械土工職、並びに土工職について、レベル判定を開始することにした、と発言した。

大崎委員長が案件について質疑を促した後、了承を求めたところ、委員は満場一致で案件を了承した。

3 特定技能外国人の受入・支援状況等について [資料3]

資料3保坂事業課長が(特定技能外国人の受入れ状況(業界概要)、同(協会概要))に基づき、建設業界19職種¹の特定技能外国人・令和2年12月末現在の受入れ人数推移は1319名。そのうち建設機械施工職330名(1位)、土工職2名(14位)。

協会会員の受入れ人数(4月現在)は216名、受入れ社数は67社。

協会・登録支援機関として、4月末時点の支援状況は、支援業務委託契約4部、支援外国人33名。準備中の支援業務委託契約6部、支援外国人47名。受入国は、ベトナム国、フィリピン国である。

4 海外建設技術・技能実習生の受入れ状況について [資料4]

資料4（海外建設技術・技能実習生受入・実習状況について、海外建設技術・技能研修生、技能実習制度事業の実績）に基づき、江刺家 康之（アジア経済研究協同組合理事・東京事務所）氏が、5月17日現在東京事務所で監理している技能実習生の在留状況・118名・13社。建設就労者17名・2社。

技能実習生の受入れ予定については、コロナ禍の影響で入国が困難な状況であり不明。

なお、建設技能研修生実績884名、建設技能実習生実績537名。

5 建設労働者育成支援事業について [資料5]

資料5（建設労働者育成支援事業について・一般財団法人 建設業振興基金（一般社団法人日本機械土工協会内）に基づき、保坂事務局長が、一般財団法人建設業振興基金が厚生労働省の3年間にわたる委託事業として実施している標題の事業について、「同基金が当協会の事務局を借り上げ東京事務所（無料職業紹介所）とし、当協会の荒瀬専門役が出向し、令和2年度から同4年度まで「建設機械オペレータコース」を開設して、全国から建設機械オペレータを目指す建設労働者を募集して訓練（実訓練期間29日）を実施し、オペレータに必要な資格を取得させた上で、就職を斡旋する事業である。初年度・令和2年度は2回実施し受講者数31名、就職者20名の実績。

令和3年度は、

第1回 令和3年10月10日～11月12日

第2回 令和4年 1月11日～ 2月12日

定員募集 15名/回

訓練場所 富士教育訓練センター

取得資格 車両系（整地等）、車両系（解体）、不整地運搬車、ローラー運転、玉掛、小型移動式クレーン、（無人航空機操縦資格修了証）

面談 訓練期間中に就職相談会を設定している。（参加は当協会の会員、非会員を問いません）

問い合わせ 面談の申し込みや問い合わせは、荒瀬（あらせ）専門役まで。
電話03-6231-6001

6 緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について [資料6]

資料6（4月26日・緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について、職場における感染防止対策の実践例・厚生労働省労働基準局長）に基づき保坂事務局長が詳細な説明をした。また、会員企業にメールで周知することとしたい。

7 令和2年度職場における熱中症の発生状況（確定値）等について [資料7]

資料7（令和2年職場における熱中症の発生状況（確定値）等について・4月30日・厚生労働省労働基準局安全衛生部長）に基づき、保坂事務局長が詳細な説明をしたあと、各支部に資料として配付したい。

以上の報告案件について、大崎委員長が委員に質疑を促した後、了承を求めたところ委員全員異議なく案件を了承した。

以上



『建設産業の持続的発展に向けて』

日本機械土工協会の皆さま

参議院議員 足立敏之

いつもお世話になっております。

今回は、新型コロナウイルスが建設産業に与える影響、公共事業予算の拡充、建設産業再生のための施策など、建設産業の持続的発展に向けての現状と課題を3月22日(月)の参議院国土交通委員会で、赤羽一嘉国土交通大臣などへ行った国会質疑の内容をもとにご紹介します。



新型コロナウイルスが建設産業に与える影響

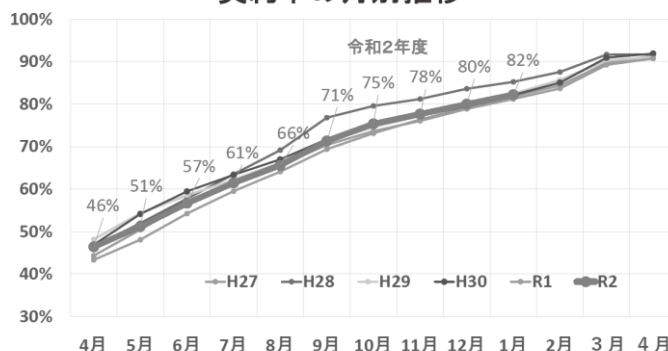
新型コロナウイルスの影響で建設工事や調査・設計業務がどのような影響を受けているか質問したところ、岩井副大臣から、「国土交通省の直轄工事や設計・調査業務では、緊急事態宣言中の3月18日の時点での一時中止は、工事では全体約8,000件のうち12件、全体の約0.2%であるほか、調査・設計業務では全体約10,000件のうち32件、全体の約0.3%であり、その影響は極めて小さい。」とお答えをいただきました。

公共事業予算の拡充

5か年加速化対策への取り組みについて質問したところ、朝日国土交通大臣政務官から「国土交通省では、おおむね9.4兆円程度をめどとし、流域治水対策、道路ネットワークの機能強化対策、鉄道・港湾等の耐災害性強化対策、集中的な老朽化対策、53の対策を重点的にかつ集中的に実施をしております。」との答弁がありました。また、財政状況の厳しい自治体への支援措置について総務省に質問したところ、「これまでの国土強靱化のための3か年緊急対策に伴う地方負担については、国土強靱化債を創設し、充当率を100%、その元利償還金の50%について交付税措置を行う手厚い措置を講じてきました。この度の5か年加速化対策に伴う地方負担についても、国土強靱化債等により、同様の手厚い措置を講ずることとした。」との答弁をいただきました。市町村の皆様には、安心して加速化対策を進めるようお願いいたします。

ところで、こうした公共投資拡大の動きに対して、一時、公共工事を追加しても、建設分野の人手不足の影響で、繰り越しが増えるだけだとか、不調・不落ばかりで、執行ができないのではないかなどという指摘がありました。しかし、人手不足は災害の激しかった一部地域のことで、右図のとおり令和2年度予算の執行についてみても、平年と同様なペースで行われていますので、問題はありません。

国土交通省関係公共事業等予算の契約率の月別推移



出典：国土交通省資料をもとに足立敏之事務所編集

市町村の円滑な執行に向けた取り組み

発注体制の脆弱な市町村などの発注について質問したところ、「5か年加速化対策等が始まることを受け、本年1月に、建設業団体との緊密な連携について、地方公共団体に対して要請を行い、受注者側の受注体制、さらには入札制度の改善、検討などを進めていただいている。」とお答えいただきました。

本資料は、“足立としゆき 夢だより”で紹介した内容をもとに作成しています。“足立としゆき 夢だより”は足立としゆきの国政での活動状況を2～3週間に1度、メルマガでご紹介しています。

ご登録はQRコードまたは足立としゆきのホームページよりお願いします。

ご登録はこちらから 

